

## Q : 条例には何が書いてあるの？

条例には、人権が尊重されるまちづくりを推進していくために、町が取り組んでいくことや、町民や事業者の皆さんとの役割等が書かれています。

### 条例の構成

前 文  
第 1 条 目的  
第 2 条 定義  
第 3 条 基本理念  
第 4 条 町の責務  
第 5 条 町民の役割

第 6 条 事業者の役割  
第 7 条 推進計画  
第 8 条 人権教育及び人権啓発の推進  
第 9 条 相談・支援体制の充実  
第 10 条 調査  
第 11 条 審議会の設置  
第 12 条 委任

(施行日:令和 7 年 10 月 11 日)

京丹波 味夢くん



### 町が取り組むこと

人権尊重のまちづくりを進めるために、国や京都府、関係団体等と連携を図り、人権教育や人権啓発事業を計画的に進めるとともに、相談体制の充実等を図っていきます。

### わたしたち（町民や事業者の皆さん）はどんなことをすればいいの？

人権尊重のまちづくりは、町だけで進めることはできません。一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手として、人権についての理解を深め、他人を思いやる気持ちをもって、日常生活や事業活動の中でそれを実践しましょう。

## Q : なぜ条例の施行日が令和 7 年 (2025 年) 10 月 11 日なの？

京丹波町は、令和 7 年 10 月 11 日に合併 20 周年を迎えました。

この条例は、合併 20 周年という節目の年にあたり、人権が尊重されるまちづくりを一層推進していくために制定したもので、合併 20 周年の記念日を施行日としています。

当日は、合併 20 周年記念式典が盛大に開催されました。式典では、須知高校生の代表者が条例全文を朗読し、条例を披露しました。



須知高校生の代表者による条例披露の様子  
左から 3 年生 小西 仁菜 さん 石川 優雅 さん

### 京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例（概要版）

令和 7 年 12 月発行：京丹波町 健康福祉部 住民課

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

☎ 0771-82-3803 FAX 0771-82-0446

きょうたんばちょう

# 京丹波町

しあわ

かん

ゆた

こころ

はぐく

# 幸せを感じ 豊かな心を育む

じんけんそんちょう

じょううれい

# 人権尊重のまちづくり条例 を

せいてい  
制定しました

## Q : 「人権」ってなに？

A : 人はだれでも自分らしく、そして幸せに生活するという  
基本的な権利を持っています。  
この権利を「人権」といいます。

## Q : なぜ条例をつくったの？

A : 一人ひとりがお互いの人権を尊重し、全ての人の人権が  
尊重されるまちづくりを推進していくために、条例を  
つくりました。

人権尊重のまちづくりには、皆さんの  
ご協力が必要です。  
みんなで一緒に進めていきましょう！！



京丹波 味夢くん



京丹波

KYOTAMBA

条例全文はこちら



京丹波町 HP

# 京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例

## 前 文

京丹波町では、みんなが心身とともに社会的にも健康で、幸せを感じられ、笑顔があふれる元気なまちを目指し、町の象徴である豊かな自然や、地域で育まれてきた文化等を活用しながら、人と人とのつながりを通じた豊かな心を育む取り組みを行うとともに、人権学習や啓発活動等により、多様な価値観を認め合い、他人を思いやれる社会づくりに取り組んでいます。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、社会的身分、門地<sup>(※1)</sup>、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向<sup>(※2)</sup>、性自認<sup>(※3)</sup>、障害、疾病、職業、年齢、経済状況等を理由とした不当な差別や暴力、インターネットを利用した人権侵害やハラスメント等の様々な人権課題が存在しています。

これらの課題を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、みんなが幸せを感じられる社会を実現するためには、人権尊重のまちづくりを一層推し進めるとともに、年齢、性別等に関係なくみんなが主体的に社会参加できる環境づくりに取り組む必要があります。そして、私たち一人ひとりが、相手を理解し、尊重し、思いやり、自分の事としてとらえ、人権侵害は決して許されないという意識をもち、行動に移すことが求められます。

ここに、私たち一人ひとりがお互いに人権を尊重し、多様な価値観を認め合い、みんなが幸せであると感じられる、豊かな心を育むまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

※1 門地とは、人の出生によって生じる社会的地位のことで、「家柄」、「家格」のことです。

日本国憲法第14条では、門地により差別されないことが定められています。

※2 性的指向とは、「どのような性別の人を好きになるか」ということです。

※3 性自認（性の自己認識）とは、「自分の性をどのように認識しているのか」ということです。「心の性」と言われることもあります。

## Q : 「心身とともに社会的にも健康」ってどういう意味？

近年、世界保健機構（WHO）の憲章で提唱された「ウェルビーイング」という概念が注目されています。ウェルビーイングとは、心身とともに社会的にも満たされた状態とされており、人が「幸せ」を感じている状態と言い換えることもできます。

本条例では、この「満たされた状態」を「健康」と表現しています。

本町では、合併20周年のテーマとして「GO GREEN GREEN 未来へ幸せつなぐまち」を掲げており、みんなが「幸せ」であると感じられるまちを目指して、ウェルビーイングの向上に取り組んでいます。

## Q : 社会に存在する様々な人権課題ってなに？

人権課題は、社会の中にさまざまな形で存在しており、前文中に挙げているもの以外にもたくさんあります。自分は「差別をしない」と思っている人でも、様々な思い込みや偏見によって、知らないうちに誰かを傷つけてしまったり、人権を侵害していることもあります。

また、近年では、社会の急激な変化や国際化、価値観の多様化、情報化の進展等により、インターネットによる人権侵害や性的マイノリティー（少数者）に対する新たな人権課題も発生しています。

このように、人権課題は固定的なものではなく、今は問題になっていないことでも、いつか人権を侵害する行為になることもあります。

### 国内の人権課題の一例

#### 法務省が掲げる人権啓発活動強調事項（令和7年度）

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) こどもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
- (18) ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう

詳しくはこちら



法務省 HP



京丹波 味夢くん